

監理技術者の専任配置の特例について (専任特例2号)

東京都水道局における建設業法第26条第3項第2号の規定（以下「専任特例2号」という。）による監理技術者の専任配置の特例につきましては、以下のとおり実施します。詳細は「東京都水道局工事施行適正化推進要綱の解説」を御参照ください。

1 実施要件

(1) 当該工事の予定価格が以下の金額以下の工事[※]であること。

1) 土木工事・土木設備工事（電気・機械）・電気設備工事・機械設備工事
3億円

2) 建築工事・建築設備工事（電気・機械）
2億円

※ 各工事の特性を踏まえ、予定価格が上記の金額以下であっても専任特例2号による専任配置の特例を認めない場合がある。

(2) 兼務する工事が維持工事[※]でないこと。

※ ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）等をいう。

(3) 当該工事に監理技術者補佐を専任で配置すること。

(4) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。
なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(5) 監理技術者補佐は配置を予定する日において、入札参加者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(6) 兼務する工事の数は2件までであること。なお、東京都水道局発注工事以外でも兼務することができる。

※ 現に履行中の工事（又は今後配置を予定している工事）においても、専任特例2号を適用できること（現に履行中の工事等の発注者が示す実施要件に該当すること）は、入札参加者自身にて確認する。

※ 申請にあたり、発注者間でのトラブルを避けるため、受注者は予め各発注者へ他工事を兼務する旨の説明を行い、理解を得ること。

(7) 各工事の施工場所は、監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、以下の範囲を標準とする。

1) 土木工事

・東京都内（河川工事については、沿川区市町村 等）

2) 土木設備工事・電気設備工事・機械設備工事・建築工事・建築設備工事

・東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野の都県内

※ 各工事の特性を踏まえ、個別に範囲を設定する場合がある。

※ 島しょ部においては、同一島内とする。

(8) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。

(9) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(10) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

【注意事項】

契約後に各要件が満たせなくなる場合は、速やかに監督員に連絡してください。

2 申請等の手続

発注する工事が、専任特例2号の適用を認める工事である場合は、発注予定表にその旨を記載します。

専任特例2号の適用を希望する場合は、次のとおり関係書類を提出してください。

(1) 入札参加希望申請時

電子調達システムにより、工事希望票兼予定監理技術者等調書と併せて別記様式-1を提出してください。

※ 別記様式-1には配置要件確認のための資料の添付が必要です。詳細は別記様式-1をご確認ください。

(2) 落札決定前

配置を予定していた監理技術者又は監理技術者補佐が配置できず、新たな技術者を配置する場合、開札後の積算内訳書確認時までに改めて新たな技術者に係る関係書類を提出してください。

(3) 契約締結後

契約締結後から本特例の適用を希望する場合は、監督員に別記様式-1を提出してください。

【専任特例2号の適用を希望する場合の留意点】

- 開札時点において技術者の適正配置が不可となった場合は、その者のした入札は無効とします。
- 契約後、技術者の適正配置が不可となった場合は、工事請負契約書に基づき契約解除となる場合や、東京都水道局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づき指名停止となる場合があります。

3 適用時期

令和7年8月1日（以下「適用日」という）以降に公告する工事に適用する。
なお、以下の工事については、適用日以降、受発注者協議により適用できるものとする。

- (1) 契約中の工事
- (2) 適用日以前に公告し契約締結する工事

【問合せ先】	1, 2 (3), 3について	
	水道局建設部技術管理課	直通 (03) 5320-6352
	2 (1) (2) について	
	水道局経理部契約課	直通 (03) 5320-6402